

記入例

事業所整理記号、被保険者整理番号を**必ず**記入してください。

年金手帳や基礎年金番号通知書を確認し、**必ず**記入してください。

④欄に記入した日の翌日が属する月から連続する3カ月を記入してください。

【記入例】平成26年4月30日の翌日である5月1日が属する5月6月および7月

各月の給与支払いの対象となった日数を記入してください。
例えば、月給者は暦日数、日給者は出勤日数を記入します。月給者で欠勤日数分だけ給与が差し引かれる場合は、就業規則等により会社で定められた日数から欠勤日数を控除後の日数として記入してください。

各3カ月に通貨で支払われた報酬をそれぞれの月に記入してください。

各3カ月に食事、住宅、通勤定期券など現物給与の支給がある場合に、金銭に換算して記入します。
※換算については、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」に基づきます。

事業主印を押印してください。ただし、事業主自らが署名した場合、押印は省略できます。

届書コード	処理区分	届書
2	1	1

事務主任 所長	副事務主任 副所長	グループ長 課長	担当者

健康保険 育児休業等終了時報酬月額変更届

①事業所整理記号 ②被保険者整理番号

③被保険者の氏名 ④被保険者の生年月日 ⑤種別

⑥年金手帳の基礎年金番号 ⑦育児休業等を終了した年月日 ⑧従前の標準報酬月額

⑨育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始していませんか。

⑩育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、当該申出はできません。

⑪決定後の標準報酬月額

⑫育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始していませんか。

⑬育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、当該申出はできません。

⑭決定後の標準報酬月額

⑮育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始していませんか。

⑯育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、当該申出はできません。

⑰決定後の標準報酬月額

⑱育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始していませんか。

⑲育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、当該申出はできません。

⑳決定後の標準報酬月額

㉑育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始していませんか。

㉒育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、当該申出はできません。

㉓決定後の標準報酬月額

㉔育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始していませんか。

㉕育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、当該申出はできません。

㉖決定後の標準報酬月額

㉗育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始していませんか。

㉘育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、当該申出はできません。

㉙決定後の標準報酬月額

㉚育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始していませんか。

㉛育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、当該申出はできません。

㉜決定後の標準報酬月額

㉝育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始していませんか。

㉞育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、当該申出はできません。

㉟決定後の標準報酬月額

㊱育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始していませんか。

㊲育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、当該申出はできません。

㊳決定後の標準報酬月額

㊴育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始していませんか。

㊵育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、当該申出はできません。

㊶決定後の標準報酬月額

㊷育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始していませんか。

㊸育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、当該申出はできません。

㊹決定後の標準報酬月額

㊺育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始していませんか。

㊻育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、当該申出はできません。

㊼決定後の標準報酬月額

㊽育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始していませんか。

㊾育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、当該申出はできません。

㊿決定後の標準報酬月額

給与計算の締切日及び給与支給日を記入してください。
※毎月末が給与締切日の場合は、「月末」と記入してください。
【記入例】
毎月末締め、翌月10日支払いの場合

次の区分にしたがって該当する被保険者種別を○で囲んでください。
1:坑内員以外の男子
2:女子
3:坑内員
5:厚生年金基金加入員であって坑内員以外の男子
6:厚生年金基金加入員である女子
7:厚生年金基金加入員である坑内員

従前の標準報酬月額を記入してください。

⑦欄に記入した3カ月目の翌月の年月を記入してください。

3カ月間の報酬(⑨欄)の合計額を記入してください。
※ただし、17日未満の月がある場合は除きます。

⑩欄を17日以上の月数で割った額について1円未満切り捨てて記入してください。(平均額を算出します。)

育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始していたか、当てはまる方に(☑)してください。
※育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、当該申出はできません。

押印してください。ただし、被保険者が自ら署名した場合、押印は省略できます。また、被保険者は、この届書の事業主への提出日を記入してください。

⑫と⑬の報酬の合計額を記入してください。

上記のとおり被保険者から申出を受理し、提出します。

平成 26 年 8 月 18 日提出

〒 168 - 8505

事業所所在地 東京都杉並区高井戸3-5-24

事業所名称 株式会社 健保産業

事業主氏名 代表取締役 健保 一郎

電話番号 (03) 2345 - 6789

健康保険法施行規則第38条の2及び厚生年金保険法施行規則第10条の規定による申出をします。

平成 26 年 8 月 15 日提出

〒 100 - 8500

住所 東京都杉並区浜田川1-2-3

氏名 年金 花子

電話番号 (03) 1234 9876

社会保険労務士の提出代行者印

受付日付印